

# 学長選考

## 1 検討の前提

学長は、法定必置機関である学長選考機関が選考する。 大学の意思の尊重  
 法第71条第3項、第5項  
 学長選考機関は、経営審議機関及び教育研究審議機関から選出された者によ  
 り構成する。 法第71条第4項  
 理事長・学長一体型の場合には、学長選考機関は理事長を実質的に選考する  
 ことになる。 法第71条第2項  
 学長選考機関における選考方法について法律上の規定はなく、学長選挙の実  
 施・非実施等については、制度設計の裁量に委ねられている。

### 《参考》 現行の学長選考方法

学長選挙の結果を参考に、評議会が学長の選考を行う。  
 （評議会は学長選挙の結果どおりに選考を行っているのが実情）

## 2 検討の視点

区 分	検 討 の 視 点
現行方式の学長選挙を 継続する場合の課題	<p>理事長・学長一体型のため、学長選挙は、事実上の理事長選挙となる。</p> <p>法人（経営部門＋教学部門）の最高責任者である理事長を、学内教員のみで選挙で選出することになる。</p> <p>学長選考機関が学長選挙の結果を実質的に追認するだけなら、法定必置機関である学長選考機関の権限は形骸化する。（現行の評議会と同様になる）</p>

## 3 先行事例

法人化移行時点までに学長選考方法を事実上決定した公立大学法人はない。  
 （第2代学長の選考手続開始までに法人規程で選考方法を定めれば良いとの判断）

### 《先行事例における定款の定め方》

第 条（学長の任命）  
 4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。  
 5 議長は、学長選考会議を主宰する。  
 6 学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。  
 （ 法人移行後に「法人の規程で定める」ということ）

学長選考手続の基本的原則（学内意向投票の実施など）を定款で規定することは可能

## 4 検討結果

### 【新たな学長選考方法(案)】

大学の自治に配慮しながら、大学の運営責任を明確化させるため、現行の「教員等による学長選挙」方式を廃止し、新たな「学長候補者選出予備選挙」の実施結果を踏まえた上で、学長選考会議が学長を選考する。

#### (1) 候補者の選出方法

- (ア) 広く学外からも候補者を募るため、学内外を対象とした公募による立候補制を導入する。
- (イ) 立候補者は、教職員等（学外理事、経営審議会・教育研究評議会の学外委員を含む。）による10名程度（以内）の推薦を必要とする。  
推薦者の氏名は公表しない。
- (ウ) 学長選考会議の委員に就任する者は、立候補、推薦ともにできないものとする。

#### (2) 選考方法

区分	学長候補者選出予備選挙	選考会議による選考
案の1	実施（3～5名に絞り込み）	面接等による選考
案の2	非実施	

#### 「学長候補者選出予備選挙」の実施方法

- (ア) 学内の教職員が、学長にふさわしいと思う候補者（複数可）に「      」を付けて投票する。
- (イ) 得票数上位3～5名を対象に、選考会議が面接等により学長（理事長）任命予定者を選考する。
- (ウ) 法人からの学長（理事長）任命予定者の申出により、知事が任命を行う。

## 【学長解任請求制度(案)】

### (1) 地独法による学長解任制度（法 17 条）

政府又は地方公共団体の常勤職員となった場合	解任しなければならない
心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき	解任することができる
職務上の義務違反があるとき	
職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化し、引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき	

### (2) 学長解任請求制度の創設

上記に加え、次の学長解任請求制度を創設する。

#### 制度創設の理由

理事長・学長一体型による権限の強大化と運営責任の明確化  
学問の自由と大学の自治の確保  
教員等の選挙によらない選考方法の導入

#### 手続き

ア 教職員総数の 1 / 3 以上の連署により、選考会議に解任事由を明示して解任請求する。

イ 署名の縦覧。

ウ 選考会議による審査と結果の公表。  
(解任の場合は、知事へ解任の申出を行う。)

#### 解任請求を教職員総数の 1 / 3 以上とする理由

以下の理由から知事・県議会議員の解職請求要件（有権者の 1/3 以上）と同様に  
する。

教職員自らが直接選出してはいないが、候補者すべてについて 10 名程度（以内）の推薦を必要としていること。

地独法による解任制度も整備されていること。

解任請求の安易な乱発を回避するには、解任請求要件を一定の高率に設定する必要もあること。

参 考

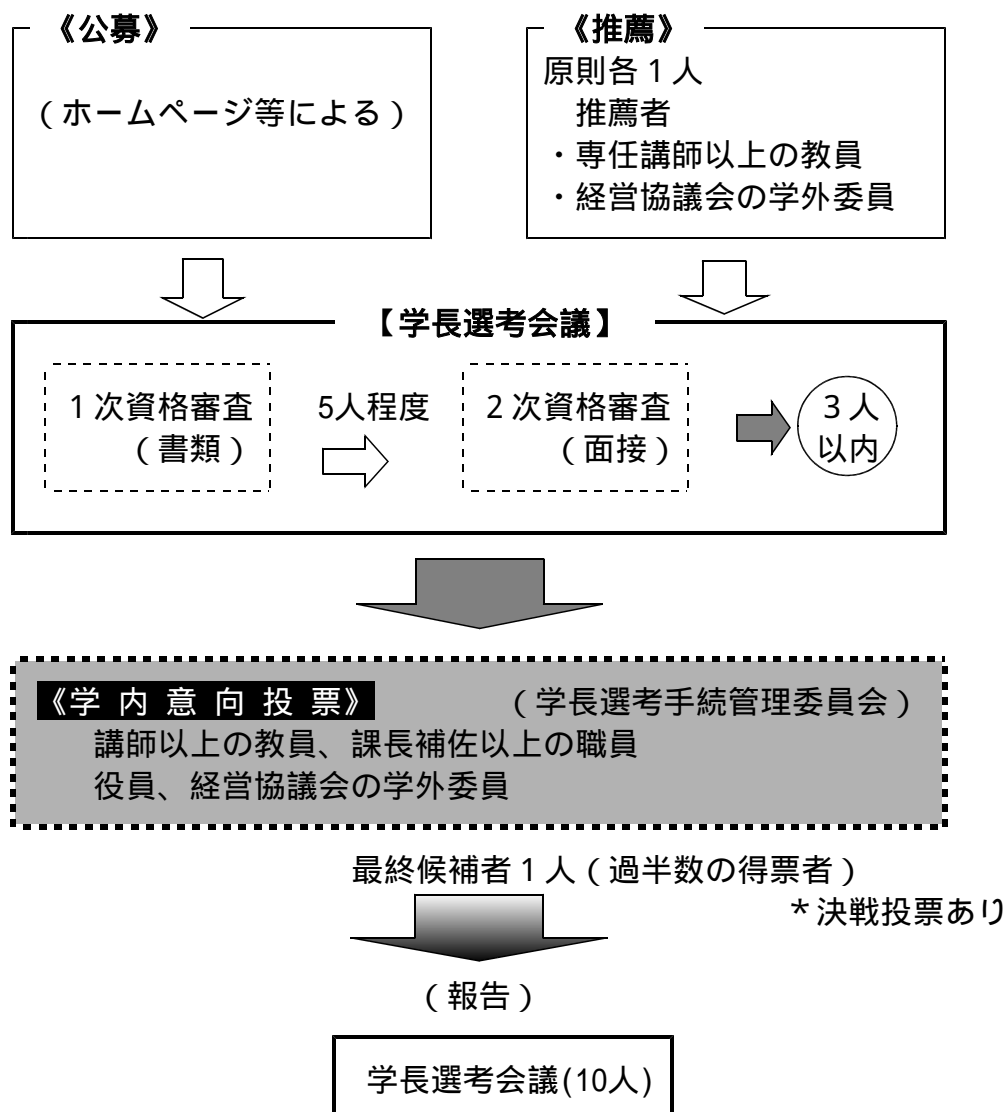
# 国立大学法人における学長選考例

## 《国立大学法人法》

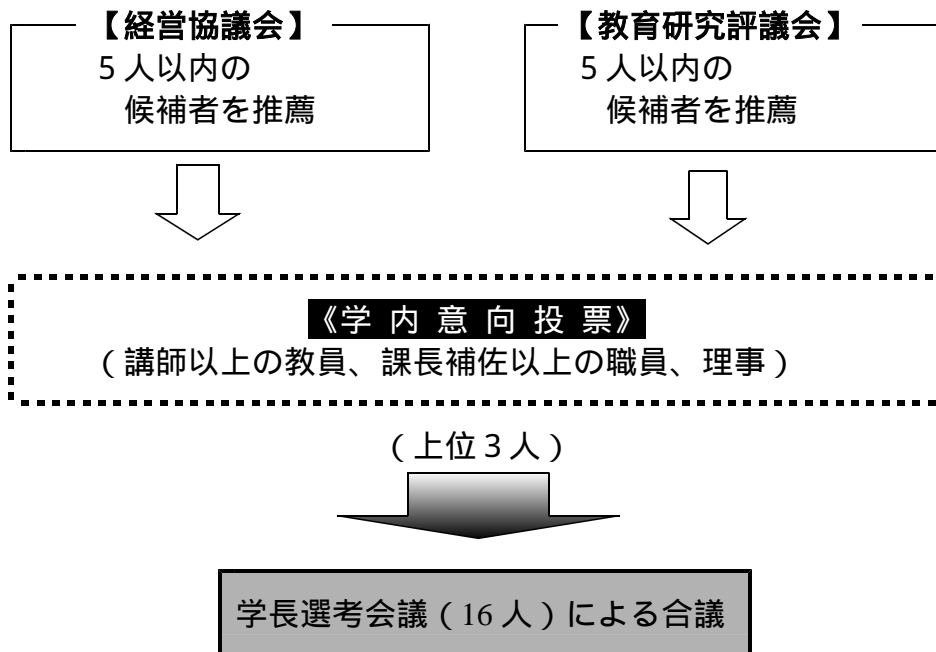
### 第12条（役員の任命）

- 4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。  
（各国立大学法人の「学長選考会議規則」「学長選考規則」で定めている）

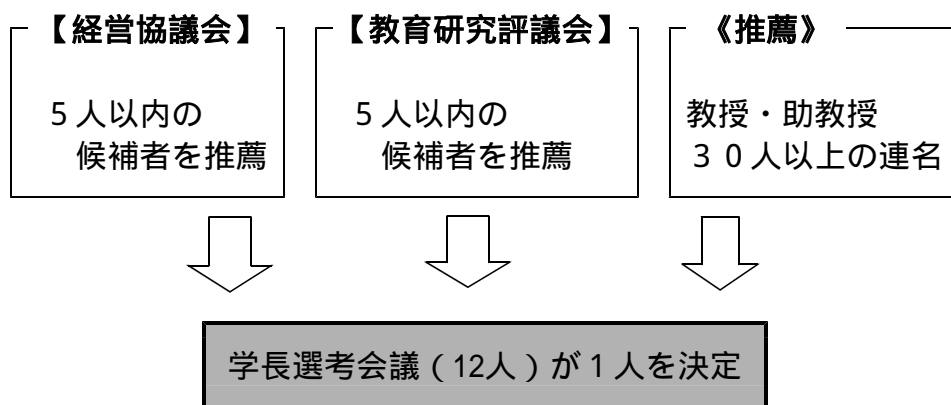
## 1 鹿屋体育大学



2 **九州大学**



3 **東北大学**



\* 学内意向投票 (選挙) は実施しない。